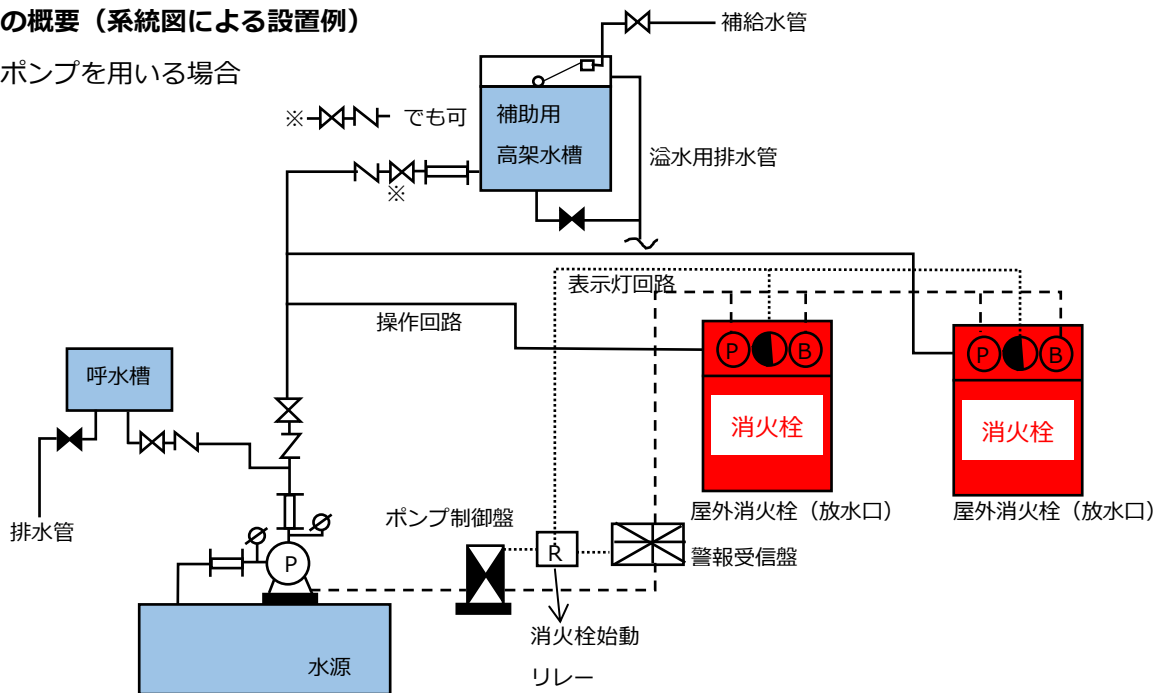


第9節 屋外消火栓設備

屋外消火栓設備は、水源、加圧送水装置、起動装置、配管、屋外消火栓、非常電源、ホース、ノズル及び放水用器具を格納する箱等により構成され、主として中期消火及び隣接建物への延焼防止を目的とした消火設備である。

1 設備の概要（系統図による設置例）

(1) ポンプを用いる場合



(2) 高架水槽及び圧力水槽の場合は、第2節屋内消火栓設備1.(2)、(3)を準用すること。

2 設置位置

令第19条第3項第1号及び第4号並びに規則第22条第1号及び第2号によるほか、次によること。

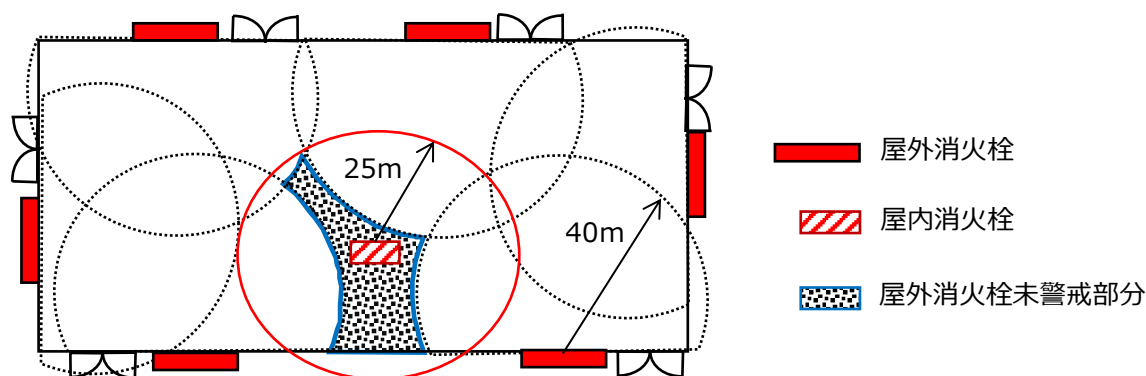
- (1) 屋外消火栓の設置は、原則として、出入口又は開口部付近に設けること。◆
- (2) 同一敷地内に複数棟がある場合及び令第19条第2項により一の防火対象物とみなされた場合には、各棟に屋外消火栓箱を設けること。ただし、令第19条第3項第1号による有効範囲内であり、消火栓ホースが建築物内に延長できる場合にあつては、屋外消火栓箱を兼用することができる。
- (3) 令第19条第3項第1号及び第2号に規定する「建築物の各部分」とは、1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上1m程度）をいうものであること。
- (4) 令第11条第4項の規定により屋外消火栓を屋内消火栓の代替とする場合
 - ア 屋外消火栓のホース接続口からの水平距離が40mを超える未警戒部分には、屋内消

火栓を設置し警戒すること。(第9-1図参照)

イ 代替として認められる部分は、屋外消火栓のホース接続口からの水平距離が40mの範囲内の部分で以下に該当する部分に限る。

(ア) ホース2本の長さ(40m)と放水距離(10m)で有効に放水できること。

(イ) (ア)により有効に放水できない部分が生じる場合は、直近の屋外消火栓箱に必要なホースを増設し、当該部分に有効に放水することができるよう措置すること。
 なお、この場合における摩擦損失計算は、増設ホース分を加算して計算すること。



第9-1図

3 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は、規則第22条第10号によるほか、第2屋内消火栓設備4.(1)、(2)及び(3)を準用すること。

(2) 設置場所

第2屋内消火栓設備4.(1).ア、(2).ア又は(3).アを準用すること。

(3) 全揚程等

規則第22条第10号イ、ロ及びハ.(ロ)によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第2屋内消火栓設備11を準用すること。

(4) ポンプの吐出量

加圧送水装置にポンプを用いるものは規則第22条第10号ハ.(イ)によるほか、次によること。

ア 同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用することができる。

イ ポンプを兼用した場合で、前2により屋外消火栓を設置して、隣接棟の屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、ポンプの吐出量800ℓ/min以上とすることができる。

- (5) 放水圧が規定圧力を超えないための措置
放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置は、第2屋内消火栓設備4.(4)を準用すること。
なお、操作性を考慮し放水圧力は、0.3MPa~0.4MPaが望ましい。◆

4 水源

- (1) 水源の原水
第2屋内消火栓設備5.(1)を準用すること。
- (2) 水源水量
令第19条第3項第2号によるほか、次によること。
ア 他の消火設備と併用する場合にあっては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。
イ 前2により屋外消火栓を設置して、隣接棟の屋外消火栓の設置個数が2を超える場合には、水源は 14m³以上とすること。
- (3) 水源水量の確保
第2屋内消火栓設備5.(3)を準用すること。
- (4) 水源水槽の構造
第2屋内消火栓設備5.(4)を準用すること。

5 配管等

- (1) 機器
第2屋内消火栓設備6.(1)を準用すること。
- (2) 設置方法◆
第2屋内消火栓設備6.(2)、ア及び(3)を準用するほか、次によること。
ア 主管は呼び径 65A以上、補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径 50A以上とすること。
イ 補助高架水槽の容量は、500ℓ以上とすること。
ウ 連結送水管の主管と兼用する場合は、消火栓の放水圧が 0.6MPa を超えないこと。

6 起動装置

規則第22条第10号ホによるほか、第2屋内消火栓設備7を準用すること。

7 非常電源・配線等

第2屋内消火栓設備8を準用すること。

8 貯水槽等の耐震装置

第2屋内消火栓設備9を準用すること。

9 消火栓箱等

消火栓箱等は、扉の開閉方向及び開放角度が避難上、操作上に支障がないようにするほか、次によること。

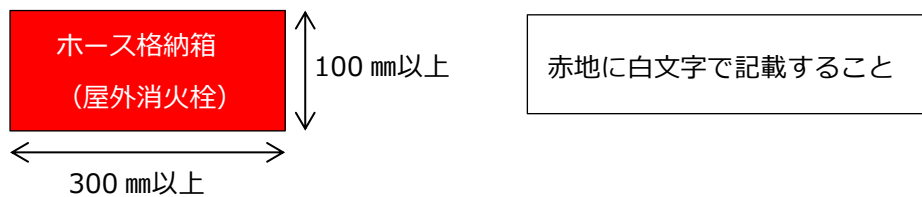
- (1) 屋外消火栓は、地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に設置すること。
- (2) 消火栓開閉弁は、認定品とすること。◆
- (3) 放水口のホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）に規定するものとする。また、放水口のホース接続口は呼称50mm又は65mmに適合する差込式の差し口とすること。◆
- (4) 消火栓箱の構造は、第2節屋内消火栓設備10.(1).ア.(イ)を準用するほか、扉の表面積を0.8㎡以上とすること。
- (5) ホースは、前(3)の放水口のホース接続口に結合できる呼称50mm又は65mmの長さ20m以上のものを2本以上設置すること。◆
- (6) ノズルは、第2節屋内消火栓設備10.(1).(ウ)を準用すること。ただし、口径は呼称19mm以上とし、噴霧切替式(回転式)とすること。

10 表示等

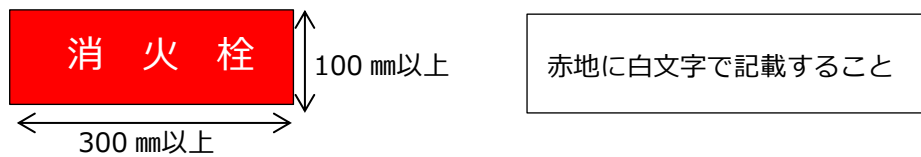
灯火及び表示は規則第22条第3号及び第4号によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓箱及び屋外消火栓の標識

ア 屋外消火栓箱



イ 屋外消火栓



(2) 消火栓の位置を明示する赤色の灯火

当該赤色の灯火が加圧送水装置の起動を点滅により表示できるものは、規則第22条第3号に規定する表示灯と兼ねることができる。

ア 消火栓の直近又は消火栓箱の上部に設けること。

イ 赤色の灯火の有効投影面積は、直径60 mm以上又はこれに相当する面積以上とし、かつ、側面の面積は、前面投影面積の4分の1以上の有効投影面積を有するものとする。また、平面型（薄型）又はリング型の赤色の灯火についても使用できるものとする。

1.1 表示及び警報

第2節屋内消火栓設備13を準用すること。

1.2 総合操作盤

(1) 総合操作盤

規則第22条第11号により設けられていること。

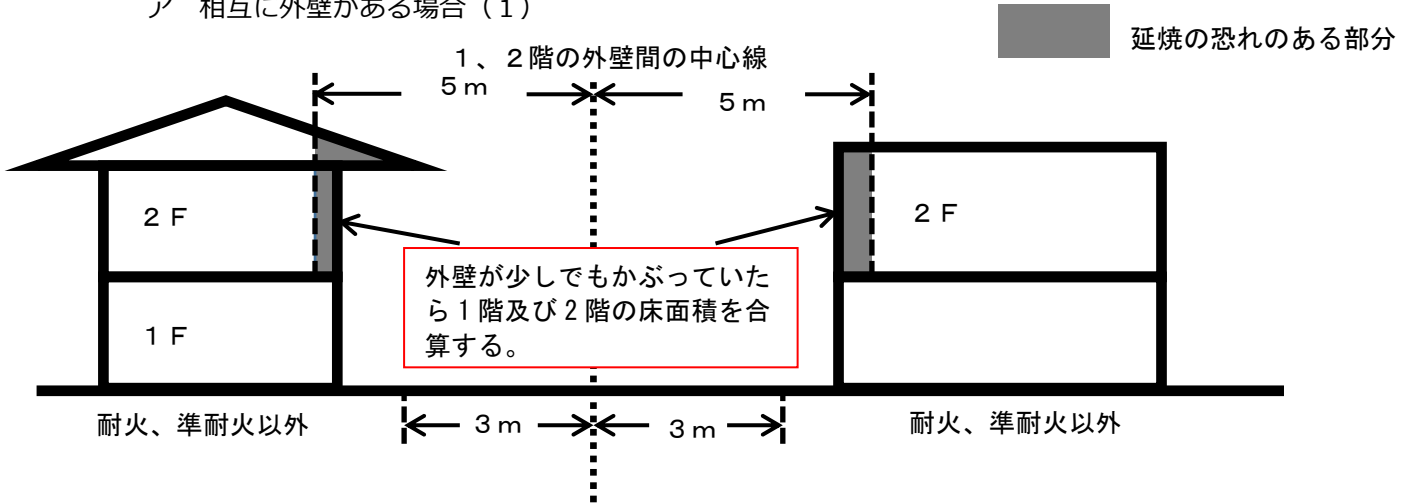
(2) 設置場所

第2屋内消火栓設備14を準用する。

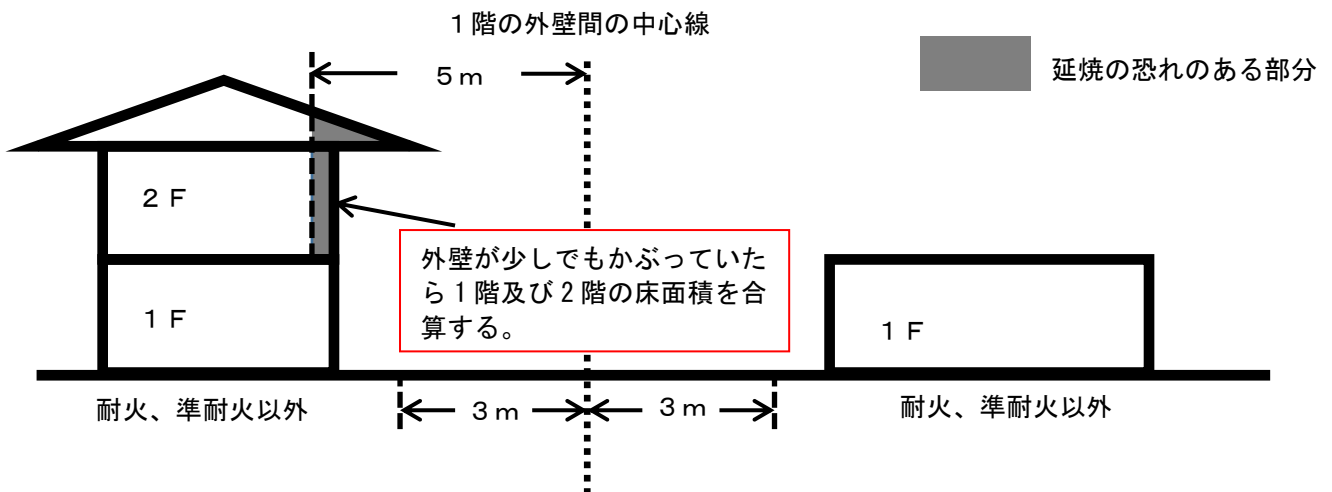
13 その他

(1) 施行令第19条第2項中の「外壁間の中心線からの水平距離」の解釈について

ア 相互に外壁がある場合(1)



イ 相互に外壁がある場合(2)



ウ 外壁の外側に床面積が発生する場合

